

第 16 回 宇都宮市景観審議会 議事録

平成 30 年 11 月 28 日

午後 1 : 30 ~

14A 会議室

出席委員

1 号委員（学識経験者）

山島哲夫委員，古賀誉章委員，小花伸子委員，
中野公吾委員，安森亮雄委員

2 号委員（関係団体代表）

神原敦子委員，末長修一委員，木内久生委員，
檜原貞亮委員，菊池清孝委員

3 号委員（関係行政機関）

上原重賢委員（代理），中島堯男委員（代理），阿部英之委員（代理）

4 号委員（市民公募）

北上翔委員

（計 14 名）

欠席委員

1 号委員（学識経験者）

花田千絵委員，前橋明朗委員

4 号委員（市民公募）

土橋優平委員

（計 3 名）

出席幹事

塚田浩幹事，高橋功幹事，高橋裕司幹事（計 3 名）

臨時幹事

なし（関係課長なし）

事務局

【司会】 石川弘書記

【傍聴人受付】 伊澤美江子書記

【写真・録音】 村田洋介書記

【書記】 神山浩幸書記，田中雄志書記，垣生聡書記

（6 名）

石川書記 本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

(撮影許可)

石川書記 記者の方から、写真等の撮影の要望がありますが、山島会長、
よろしいでしょうか。

山島会長 異議ございません。

(資料確認)

石川書記 続きまして、本日の会議資料について確認させていただきます。
資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第16回 宇都宮市 景観審議会 次第
 - ・ 宇都宮市 景観審議会 委員名簿
 - ・ 諮問書
 - ・ 諮問事項
「宇都宮市 景観計画の改定について」
 - ・ 説明資料1-1
「宇都宮市 景観計画改定版（素案）【概要】」
 - ・ 説明資料1-2
「宇都宮市 景観計画改定版（素案）【本編】」
 - ・ 参考資料1
「景観計画改定スケジュール」
 - ・ 参考資料2
「現状分析 及び 対応方針」
 - ・ 参考資料3
「平成29年度 景観形成基礎調査 結果概要」
 - ・ 参考資料4
「現計画における施策事業の実績」
 - ・ 参考資料5
「市民ワークショップ 結果」
 - ・ 参考資料6
「景観計画と関係計画との関連図／
改定宇都宮市景観計画策定体制」
- また、本日机上配布させていただきました、
- ・ 補足資料
「平成30年度10月18日開催
景観審議会委員 意見交換会 メモ」

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。
写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前までで
お願いします。

<1. 開会>

石川書記

それでは、ただ今から「第16回 宇都宮市景観審議会」を
開会いたします。

まず、開会にあたりまして、山島会長から御挨拶をいただき
たいと思いますが、よろしいでしょうか。

<2. 挨拶>

山島会長

皆さんこんにちは。

今回はたくさんの委員の方にお集まりいただいて無事に会議
が成立しておりますが、前は正式な審議会という形ではでき
ませんでしたので、意見交換会という形で行いました。その意
見をふまえて、景観計画の方もふまえた内容が今回増えてきて
いると思いますので、正式に景観計画改定ということで今回諮
問を受けて動き出すわけでございます。これからこの景観計画
は長い期間、宇都宮の景観の基本になりますので、熱心な御議
論をよろしくお願いいたします。

石川書記

ありがとうございました。

引き続き、ここからの進行は、山島会長にお願いしたいと思
います。よろしくお願いいたします。

山島会長

それでは、次第に従いまして、進めてまいります。

<定足数報告>

山島会長

はじめに、本会の成立について、事務局より、報告をお願い
します。

神山書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は14名ござい
ます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます
『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たし
ておりますので、会議の成立を御報告いたします。

<会議の公開>

山島会長

続きまして、本会議の「公開」についてですが、本日の議案
は、個人情報扱う案件ではないため、「公開」としてよろしい
でしょうか。

各委員 異議なし。

山島会長 続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

神山書記 本日の会議については、傍聴定員10名のところ、現在傍聴者の方は1名でございます。また、記者の方が1名おります。

山島会長 審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行にご協力ください。

また、記者の方へ再度申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。

<議事録署名委員の指名>

山島会長 それでは、会議次第に従い会議を進めてまいりますが、まず、当審議会運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、末長修一委員と木内久生委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

<3. 議事>

山島会長 それでは、「3. 議事」に入ります。

本日の議事といたしまして、議案は諮問事項1件であり、開催通知で御案内がありましたとおり、「宇都宮市景観計画の改定について」でございます。

それでは、事務局から御報告をお願いします。

高橋課長 まず、今回の景観計画改定のスケジュールについて、御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

会長からお話がありました通り、前回正式に開催することができませんでした。方向性や構成などについて御意見をいただいたところがございます。

今回は、その御意見に触れつつ、「景観計画改定版（素案）」を取りまとめましたので、内容について御審議をいただきます。

まず、スケジュールでございますが、1月に最終的な「素案」を御審議いただいた後、パブリックコメントを実施し、その後、都市計画審議会の意見聴取を経て、景観審議会の答申をいただく計画となっております。

答申いただいた「景観計画改定版（案）」について、庁内の会議に諮り、3月末に、「改定版 宇都宮市景観計画」を策定し、来年度4月から施行、新たな計画による本市ならではの景観形

成の推進に取り組んでまいります。

それでは、諮問事項「宇都宮市景観計画の改定について」、御説明させていただきます。

諮問事項「宇都宮市景観計画の改定について」を御覧ください。

まず、趣旨ですが、宇都宮市景観計画の改定の目的や計画の位置付け、改定版（素案）等につきまして、お諮りするものでございます。

まず、「1 宇都宮市景観計画の改定について」であります。現在、国におきまして、観光振興の観点からの景観資源の保全・活用による地域活性化を推進していることや、本市におけます「立地適正化計画」及び「市街化調整区域の整備及び保全の方針」による地域拠点等の形成や都市機能誘導、LRT整備に伴う新たな街並みの形成、観光拠点である大谷地域における地域振興や歴史・文化を活かしたまちづくりとの連携など、本市の都市景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応が求められております。

そのようなことから景観計画の改定をするものであります。

次に、「2 宇都宮市景観計画改定版について」であります。まず、「(1) 計画の位置付けについて」であります。景観法の基本理念を踏まえながら、「第6次宇都宮市総合計画」における基本施策、「暮らしやすく、魅力のある都市空間を形成する」を実現するための計画といたしまして、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」及び「第3次都市計画マスタープラン」等における将来のまちづくりとの整合を図ることといたします。

次に、「(2) 計画の構成について」であります。参考資料6も合わせて御覧ください。「景観計画と関係計画との関連図」であります。本市景観行政の推進に当たっては、平成3年に策定した「宇都宮市都市景観基本計画」や、平成19年に景観法に基づき策定した「宇都宮市景観計画」など、それぞれの計画に基づき、良好な景観形成に向けて取り組んできたところがあります。今回の計画改定に合わせ、これらの各計画の全体的な見直しを行い、本市の景観施策の総合的な指針となるよう、

一本化した計画としてまいります。

また、計画の構成についてであります。本編資料の2ページを御覧ください。

第Ⅰ部といたしまして、「1 景観計画の背景・目的・位置づけ」から「5 計画の推進にあたって」までの5つの章からなる計画本編と、市全域や景観形成重点地区に指定した地区等の「行為の制限」(基準)の内容や、「景観整備機構」などをまとめた、第Ⅱ部資料編からなる2部構成といたします。

次に、「(3)本市の景観に係る 現状分析及び 今後の対応方針について」でございますが、参考資料2, 3, 4を合わせて御参照ください。

今回の計画の改定に当たりましては、本市の個性や魅力を活用した景観づくりの検討に向けて、本市の景観特性や景観資源を「景観形成基礎調査」により再整理するとともに、これまで取り組んできた、様々な施策事業を評価し、課題と対応方針を導出いたしました。

こちらにつきましては、「景観推進プラン」における「景観施策」ごとに整理したものでございます。

まず、「市民主体・市民協働の景観形成」についてですが、「課題」といたしましては、市民の心の拠り所となる原風景や、本市の固有性を表す景観資源を活かすとともに、景観特性に応じた、市民協働による良好な都市景観の形成が必要であること、

また、地域住民等による、主体的かつ継続的な活動が図られるとともに、広く市民にその活動が広がるよう、支援の充実を図る必要がございます。

「対応方針」につきましては、市民・事業者・行政の景観形成に係る役割分担を整理したうえで、本市ならではの魅力的な景観の形成に向けて、連携・協働による、より一体的な取組を推進するとしております。

次に、「市民・事業者の景観意識の高揚」についてですが、「課題」といたしましては、市民の愛着や親しみ、誇りが感じられる、身近な景観資源を守り、伝えるとともに、特に若年層の景観に関する意識高揚を、より一層図る必要がございます。本編資料3ページを御覧ください。

「対応方針」につきましては、市民が愛着や誇りを持つ景観資源等の保全・活用を推進する。また、若年層を始め、各世代に応じた、さらなる景観意識の高揚に向けた取組の充実を図ることとしております。

最後に、「規制・誘導による景観形成」についてですが、「課題」といたしましては、L R T沿線や大谷地域、地域拠点等における景観形成を図るため、各種まちづくりと連携した取組や、景観に対する影響が懸念される工作物等について、街並み景観への配慮や魅力的な景観資源への眺めの保全に向けた取組が必要でございます。

「対応方針」につきましては、L R T沿線や大谷地域、地域拠点等における景観形成を図るため、各地域の景観特性に応じた取組や街並み景観への配慮や、良好な眺めが得られる視点場からの眺望景観の保全・活用を推進することとしております。

ただ今、御説明してまいりました、ここまでの内容につきましては、前回、10月28日に、審議会の委員の皆さま方に御説明し、御意見をいただいた内容でございます。本日、机上配布いたしました補足資料に御意見を取りまとめておりますのでその内容等について御説明いたします。

補足資料を御覧ください。御意見といたしましては、「1 色彩景観ガイドラインの改定及び、L R T沿線や大谷地域における景観ゾーンの設定」につきましてですが、色彩景観ガイドラインについては、色彩に関して誘導を図るための手引書であり、引き続き、景観計画との連携を図りながら、活用してまいります。また、L R T沿線や大谷地域については、該当する景観ゾーンを基に、新たに景観形成重点地区等の設定による、色彩制限を始めとした規制・誘導を図ることを検討いたします。

次に、「2 L R T整備に伴う、L R T車両や停留所、トランジットセンターのデザインとの整合」につきましては、整備に伴い新たな景観が創出される、L R T沿線や、トランジットセンターを含めた、軌道空間と都市空間が調和した景観の形成を図ることとし、反映いたしました。

次に、「3 若年層に対する景観意識の啓発手法」につきまし

ては、これまでも、出前講座を小学校等で開催してまいりましたが、今後は、景観まちづくり教育として、次世代の子どもに対し、景観に関する意識高揚を図るための取組の推進について、本計画に反映いたしました。

次に、「4 「景観」の適用範囲、定義づけ」につきましては、良好な景観形成を市民・事業者・行政が連携して推進していくためには、「景観」について共通認識を図り、景観計画を適正に運用していく必要がありますことから、本計画に、新たに「景観」に関する定義など、盛り込んでまいります。

次に、「5 空き地や空き家・空き工場及び、街路樹等の整備、維持管理に関する考え方」につきましては、周辺地域や街並みに対し景観面での影響も懸念される、コインパーキングや太陽光発電用施設、空き地などについて、本計画に、景観への配慮に関する方向性を反映いたします。また、都市空間における緑景観の創出につきましては、市民・事業者の皆さまとの協働により推進していくこととし、本計画において、市全域や地域別の方針に反映するとともに、今後、景観形成重点地区の指定に当たっては、配慮した記載方法を検討いたします。

次に、「6 JR宇都宮駅西口の景観、大谷石景観や大谷石建造物の保全・活用に対する考え方」につきましては、JR宇都宮駅西口周辺については、本計画に、景観形成重点地区の候補地域として位置づけ、景観形成の方向を記載いたしました。また、大谷石や大谷石建造物など、本市の特徴的な景観の保全・活用に係る方針について、本計画に反映いたしました。

次に、「7 市の関連施策との関係性」につきましては、景観まちづくりに関連する他の計画や施策事業、及び関連する機関や団体との連携等について、反映してまいります。なお、LRT整備や大谷地域に係る取組については、それぞれ項目を設けて記載いたしました。

最後に、「8 高齢者等に対する視認性等に配慮した色彩ガイドラインの改訂」につきましては、良好な景観形成に向けた取組と合わせて、街の快適性や安全性に配慮した色彩に関するガイドラインの改訂について、今後、検討してまいります。

以上、前回の委員の皆様方からの意見と対応の考え方でありますが、現段階で計画に反映されていないものにつきましては、本日の御意見と合わせて次回の審議会において改めて、反映したものを御説明いたします。

次に、「宇都宮市景観計画 改定版（素案）について」御説明いたします。

これまでの検討を踏まえ、景観計画のたたき台として素案を取りまとめましたのでその内容等について、資料１－１の計画書の概要版と、資料１－２の計画書の本編資料により御説明いたします。

まず、資料１－１「景観計画改定版（素案）【概要】」を御覧ください。

左上の「第１章 景観計画の背景・目的・位置づけ」ですが、本計画の枠組み、基本的事項を取りまとめたものでございます。

「（２）景観計画の目的」につきましては、景観法の基本理念を踏まえながら、魅力的な景観の保全・創出を実現するものであり、本市独自の景観を保全・活用・創出することで、市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和を考慮した良好な景観形成を推進し、市民や来訪者に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資するものとしております。

また、「（４）計画期間」につきましては、平成３１年度から平成４０年度までの１０年間とし、現在改定を進めております第３次都市計画マスタープランが見通す平成４９年度を見据えた計画といたします。

次に「２ 景観計画の性格と役割」についてであります。 「（１）景観計画の性格」といたしまして、「１）景観計画での必要事項」として、景観法において定めることが必須となっている事項や計画の構成等、また、「（２）景観計画の役割」として実効性のある景観形成の取組、重点的な施策の展開、そして市民・事業者・市の理解促進を図る役割としております。

「第２章 宇都宮市の景観の現状と課題」についてであります。自然や郷土、都市ごとに本市における景観特性や、これ

までの景観関連の施策や取組，そして，本市が抱える景観上の課題等について，とりまとめたところでございます。

「第3章 良好な景観形成に関する方針」でございますが，まず「1 景観形成の基本目標」といたしまして，「宇都宮らしい美しい都市景観の形成～豊かな風土に育まれたうつくしの都(みや)(美しい宇都宮)づくり～」とし，「2 市全域における景観形成の基本方針」におきまして，美しく魅力ある景観を保全，活用，創出するため，(1)で「やすらぎのある緑景観の創造・保全」など，都市景観を構成する5つの要素ごとに「景観形成の基本方針」をまとめております。また，「(2) 地域別の景観形成方針」として，本市を「北西部地域」などの5つに分類した地域ごとに，景観形成方針を示しております。

地域別の景観方針につきましては，計画書，本編に基づき，御説明いたしますので，資料1-2の本編27ページをお開きください。

表I-1「対象地域別の分類」にございますように，「北西部地域」など，本市の総合計画や都市計画マスタープランにおける地域別計画等を踏まえ，都市計画マスタープランの地域別構想と同じ地域区分で5つの地域に区分するとともに，表I-2「ゾーン別の景観」にございますように，景観特性に関連性の高い土地利用の観点から，山地丘陵景観ゾーン等5つのゾーンに分けまして，ゾーンごとに景観の方向性を整理したところでございます。

今回の景観計画の改定により，新たに加えた点や拡充した点など主な変更について御説明させていただきます。

29ページを御覧ください。

まず，「北西部地域」でございますが，「篠井・富屋・城山・国本」の4地区で構成され，全体方針を「優れた自然景観や観光資源を保全・活用し，身近な自然を親しめる景観を目指す」とし，図の中に景観資源を示しまして，以下の表のとおりゾーン別方針として，「景観形成の方向」を示しております。この地域で新たに加えた点，拡充した点については，30ページを御覧ください。

田園集落景観ゾーンのうち、大谷に関する部分で、特徴的な景観である「大谷」らしい景観の保全、「石の里・大谷」をイメージさせる景観の創出、観光拠点「大谷」として、楽しみながら景観を回遊することのできるしかけづくり、歴史・文化を感じさせる景観の保全、として新たに盛り込んでおります。

続きまして、32ページを御覧ください。

「北東部地域」でございますが、「上河内・河内」の2地区で構成され、全体方針を「豊かな自然景観や田園景観、文化資源を保全・活用し、ひと・まち・自然が調和した景観を目指す」としております。「北東部地域」に新たに加えた点につきましては、34ページを御覧ください。田園集落景観ゾーンにおいて、歴史・文化を感じさせる景観の保全といたしまして、石蔵が集積する上田(うわだ)などの集落を始めとした、大谷石蔵の保全について追加しております。

また、住宅地景観ゾーンの、駅周辺の良い景観形成として、地域拠点として魅力ある岡本駅周辺の街並み形成の促進、また、快適な遊歩道、街路樹などの街路空間の整備促進として、新たに加えております。

次に、35ページを御覧ください。

「中央地域」でございますが、「本庁・宝木・豊郷」の3地区で構成され、全体方針を「自然と文化の調和を図りながら、中核都市にふさわしい魅力ある景観を目指す」としております。

住宅地景観ゾーンに、面整備(区画整理)に合わせ、歴史・文化の保全と新たな住宅地景観の形成といたしまして、現在事業化を進めている、小幡・清住地区を新たに加えております。

また宇都宮の「顔」となっている都心景観ゾーンでは、宇都宮の玄関口としてふさわしい駅周辺の景観形成といたしまして、宇都宮駅及び東武宇都宮駅周辺を新たに加え、中心市街地において課題となっております、空き地や駐車場などの低未利用地の解消とオープンスペースの確保を新たに盛り込んでおります。

また、38ページの上段にございますように、中心市街地におきましても東側の一部が含まれておりますので、LRT沿線の景観づくりについて追加しております。大谷石建造物を中心市街地活性化にも活用していくということもありますので、大谷石建造物の保全・活用の促進も加えてございます。

次に、「東部地域」でございますが、「清原・平石・瑞穂野」の3地区で構成され、全体方針を「鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観を目指す」としております。ゾーン別の方針として、現在事業着手しておりますが、全てのゾーンにおいてLRT沿線の景観づくりについて追加しております。

最後に、「南部地域」でございますが、「姿川・陽南・横川・雀宮」の4地区で構成され、全体方針を「のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした活力のある景観を目指す」としてしております。「南部地域」につきましては、住宅地景観ゾーンにおいて、魅力ある雀宮駅周辺の街並み景観形成の促進を新たに加えております。

以上が、地域別の全体方針を基に、追加・拡充した内容でございます。

次に、43ページ「3 景観形成重点地区等の基本方針」でございます。

「(1) 基本的な考え方」でございますが、本市全域を景観計画区域として位置付けておりますが、下の四角の枠に記載しております、①から③に掲げる地域において、地域特性に応じたきめ細かな景観形成が必要な区域を景観形成重点地区等として指定し、本市の「顔」となる景観の形成を目指すこととしております。

また、地域住民自ら景観形成に取り組もうとする地域について、景観形成推進地区として指定することといたします。

次に、「(2) 景観形成重点地区の指定方針」でございますが、ただ今ご説明いたしました、①から③に掲げたように、本市には、「宇都宮を代表する誇れる景観」として、宇都宮ならではの個性を持つ景観「個性ある景観」、市民に愛され続けてきた景観「郷土の景観」、市のシンボルとして作られた景観「まちのシンボル景観」があり、これらを景観形成重点地区の最優先地区として検討していくものとしております。

まず「1) 個性ある景観」といたしましては、「宇都宮の歴史、風土特性が育んできた景観で、「宇都宮にしかない」個性が光る

景観」として，引き続き「大谷地域の景観」について，示しております。

次に，44ページを御覧ください。

「2）郷土の景観」といたしまして，清住町通りや本郷町通りの，土地区画整理事業が進められております，小幡・清住を，新たに追加しております。

次に，46ページになりますが，「3）まちのシンボル景観」でございますが，こちらは，これまで中心市街地における主な景観資源のみを示しておりましたが，今回表に記載のとおり，「候補地域」や，その地域ごとの「景観形成の方向」を示すことといたしました。今回新たに追加した箇所は，表下段の「LRT沿線」「地域拠点」でございます。

続きまして，計画書，本編の48ページをお開きください。

「第4章 景観の保全・創出に向けた考え方・取組」でございます。この章では，第3章の良好な景観形成に関する方針を受けて，具体的な施策等を取りまとめたものであります。

まず，「1 基本的な考え方」におきまして，良好な景観を形成するためには，市民や事業者，行政がそれぞれの役割分担の上，相互に連携・協働する必要がありますことから，市民や事業者，市の，それぞれの役割を明示し，以下の49ページの2から55ページの5までが，景観形成に向けた施策の柱となっております。今回の改定により新規に創設されたもの，または拡充する主な取組について御説明いたします。

50ページを御覧ください。

「3 市民，事業者の景観意識の高揚」では，「（3）次世代教育の実施」として，将来を担う次世代の子どもたちに，景観に対する意識高揚を図るため，景観づくりの大切さを学ぶ，景観学習を拡充してまいります。

次に，51ページをお開きください。

「4 規制・誘導による景観形成」でございますが，今後整備されるLRTやネットワーク型コンパクトシティの展開により，大規模な開発や建築行為等が予想されますことから，規制・誘導に関するさらなる理解促進を図り，本市の良好な景観を形

成し、特徴的な景観を阻害することなく、調和した都市景観へ誘導するための、(1)及び(2)の「規制・誘導の必要性」や、「(3)届出対象行為の考え方」のほか、「(4)公共施設がけん引する景観形成の考え方」において、まちづくりや、良好な景観形成における、先導的な役割を担っている公共施設の景観配慮の考え方や景観重要公共施設の指定方針を新たに盛り込んだところでもあります。

52ページ「(6)景観形成の支援制度」として、景観形成重点地区等に関わる補助制度としての「活動費交付金」や「修景費助成」や、地域の景観づくり活動等の、良好な景観形成に向けた取組に対する具体的な助言等を行う「宇都宮市景観アドバイザー制度」など、これまで計画に反映されておられませんでした既存制度を、今回改めて盛り込んだところでもあります。

次に、53ページを御覧ください。

「5 宇都宮らしい景観づくりの推進」でございますが、この部分は、今回の計画において新たに加えた取組であります。

「(1)本市の特徴的な景観の保全・活用」といたしまして、「1)大谷石蔵などの大谷石建築物の保全・活用」として、市民協働による保全・活用を推進することにより、「石の街うつのみや」としての魅力的な景観形成を図るため、枠内にございますように、大谷石建造物に係る機運の醸成や、保全・活用に向けた支援に関する手法の検討等を加えております。

また、「2)夜間景観の創出」として、優れた夜間景観は、市民が快適に生活するための都市環境上の重要な要素の1つでありますことから、市民がまちに愛着を持ち、まちの賑わいを生み出し、産業や文化の振興に繋げていくため、宇都宮らしさが実感できる場所のライトアップや、夜間景観を眺望する視点場の整備・活用等について示しております。

また、「3)眺望景観の保全」として、観光振興や地域振興に向けて、来訪者が滞留等をする場所における良好な眺めの保全向上等を図るため、眺望景観保全区域の設定について検討することを示しております。

次に、54ページをお開きください。

「(2)景観に関わる施策事業等との連携」として、「1)ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成との連

携」として、ネットワーク型コンパクトシティ形成に向け、中心市街地や各拠点の形成を進めているところであり、拠点における景観特性に応じた、望ましい景観形成のあり方等について検討する必要がありますことから、景観形成重点地区等の制度の活用による景観形成を検討することとしております。

また、「2）L R T整備に伴う新たなまちづくりとの連携」についてでございますが、L R Tの整備に伴い、軌道沿線やトランジットセンター周辺などの新たな景観が創出され、車窓には、連続しながら都市や自然などの変化する土地利用が展開いたしますことから、景観特性に応じた、良好な景観形成の推進を図るため、景観形成重点地区等の指定や、屋外広告物制度を活用した規制・誘導などに取り組むこととしております。

また、「3）大谷地域における地域振興・観光振興等との連携」として、大谷地域は、特定の景観資源の周辺や、視点場の整備のみならず、地域全体の面的な景観形成が、魅力向上に重要でありますことから、地域振興や、日本遺産及び文化的景観に関連する事業と連携し、歴史文化を活かした景観形成の推進するため、景観形成重点地区等の指定や、屋外広告物制度を活用した規制・誘導の取組を盛り込んでおります。

次に、55ページを御覧ください。

「(3) 良好な景観の形成に重要な建造物等の保全」として、本市においては、現在、指定はございませんが、景観法に基づきます「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定に関する考え方や方針を示しており、今回、大谷石蔵についての記載を追加しております。

次に、56ページをお開きください。

最後に、「第5章 計画の推進にあたって」でございますが、「1 本計画の推進体制」について、図により内容を示したほか、57ページに「2 計画の進行管理」として、本計画の効果を検証し、取組などの適正な運用を図るため、進行管理を行うことを、新たに示しております。

なお、効果検証に当たりましては、記載いたしました、評価指標等を活用し、適宜チェックし、検証することといたします。

最後に、資料諮問事項の4ページを御覧ください。

「(2) 計画の特徴について」であります。まず、「①特徴的な景観の保全・活用」といたしまして、大谷石建築物の保全・活用の推進や、夜間景観の創出、良好な眺めの保全向上など、本市の特徴的な景観の保全・活用を図ることにより、魅力的な景観の形成を推進すること。「②景観に関わる施策事業等との連携」といたしまして、関連計画や施策事業と横断的に連携し、本市ならではの魅力をさらに高める景観形成や大谷地域における、地域振興や観光振興に資する地域全体の面的な、歴史・文化を活かした景観形成を推進すること。また、「③多様な主体による連携・協働と若年層対象の景観意識の高揚」といたしまして、多様な主体の参加する場や機会の創出を図るとともに、若年層対象の景観学習を推進すること。であります。

「4 今後の進め方」については、スケジュールについて冒頭で御説明した通りでございます。

山島会長

ありがとうございました。

今回の改定は、参考資料6を見ていただくと、景観法ができる前からあった景観の基本計画やガイドラインなどが独立してあったわけですが、景観計画と一緒になかったところがある。さらに景観推進プランというのも別にあった。これを全部まとめて、整理して一つのものに入れた。ただ、ガイドラインの方はここには入っていない。こういうことですね。その結果、この景観計画を見れば全部ここに書いてあるという形で、色彩のガイドライン以外はこれを見れば全体が分かるという構成にしたというのがひとつ。

もうひとつは、私の理解ではLR Tや大谷地区等、宇都宮のこれから景観を考えなくてはいけないいろいろなものがありますが、特に大谷の話は大きい。LR Tも。そういったものを入れて中身を作り直している。UP TO DATEにしている。その二点が今回の景観計画の改定の中心だと理解しております。このように大きな改定になったのは、要するに今までなかったものを入れたということだと御理解いただければと思います。

それでは、今までの御説明で、御質問等があればお願いします。

古賀委員

景観の話でよく問題になるのは、色彩の話と、高層建築物ではないかと思えます。総合設計制度等を使って急に大きな建物

が建ってしまったりするわけですが、高い建物が悪いとは一概に言い切れないと思いますけれども、その高い建物が、ある都市にとって意味を持つとか、周りにちゃんと配慮しているとか、そういう意味でしっかり景観として見ていかななくてはいけないと思いますが、先程の説明の中では、今回の追加が関係なかったかもしれませんが、周りに高い建物が出来ることについての説明がなかったので、そのへんを少し聞かせていただければと思います。

山島会長

高さの制限というのは、それだけで大きな課題になってくるので、景観計画に入れづらいところがあります。大きな建物は景観の協議があるわけですね。そういう中でやっていくということしかないと思います。ただ、ここから見える所で言えば、二荒山神社の所に高い建物ができて議論になりましたが、以前その評価をした時に、二荒山神社がとても良く見えるようになりました。その結果、あそこは宇都宮のルーツですから、そのルーツが今まで低くて見えなかったのが見えるようになって、風景が写真で撮れるようになりました。高さ自体の制限ということではなく、個別の具体的な景観の協議の段階でやっていくということだと思いますが、景観計画で書いても、なかなかその規制ができるかどうかは難しく、協議の中で議論と勧告するというくらいではないでしょうか。

高橋課長

高さ10mや建築面積1000平米超えるような、景観に配慮が必要な規模の大きいものについては届出をお願いして、色彩などの協議を行って景観への配慮を誘導していることであります。

山島会長

古賀先生がご心配なさるほど、宇都宮では住宅以外の高層建築物はあまり多くはないのではないのでしょうか。需要からしても事務所ビルや、店舗、ホテルですが、高層のホテルも多くないと思います。大手地区の再開発事業が30階ですね。あのような高い建物は、おそらくこれからはあまり建たないとは思いますが。

古賀委員

具体的な規制みたいなもので縛っていくことは出来ないというのはその通りだと思いますが、景観計画という、非常に上位なものでスローガンのものだからこそ、高い建物や大きいも

のに関してはしっかり見ていくのだ、という一言をきちんと発しておくということが大事ではないかと思えます。もしかすると10年後にとんでもない景気がやってくるかもしれないので、そういうことも含めて可能性を押さえておくというのも大事なかなと思えます。

山島会長 届出対象となる建物は、資料編に書いてありますか。今の届出対象はどうなっているのですか。

高橋課長 建築物の高さについては、10m以上のものは届出対象になっています。

山島会長 届出の時の指導方針があって、協議できるわけですよね。古賀先生がおっしゃったような趣旨は、どこか書いてありますか。

古賀委員 そうですね、趣旨を宣言しておき、何か開発をする時に、事業者の方たちはこれを見ますので、しっかり考えられたというのが分かるかどうかというのがまず一つと、抑止力ではないですが、配慮していく力にはなるかと思えます。あとは、具体・個別のものについては、行政としっかり協議をすれば良いと思えます。

山島会長 その辺、どこまでどう書けるか。景観にこういうところを配慮して、届出をしてもらうということが書けるでしょうか。

高橋課長 高さのことで記載されているのは、説明資料1-2の37ページ、地域別の方針の中の中央地区を参考にさせていただきたいですが、例えば住宅地景観ゾーンでは、「中高層住宅と戸建て住宅がバランスのとれた街並みの形成」で、「周辺に圧迫感を与えない色、デザインを用いた中高層住宅の建設促進」という書き方をしています。

山島会長 書いてあるだけではなくて、大きい建物についてはこういうことに配慮するようにやるということが書いてあるかどうかですよね。検討していただけますか。

中野委員 まだ全体が見えていない所もありますが、宇都宮らしい美しい都市景観とか、うつくしの都とありますが、それを目指して、

ということなのかなという気がしますが、普通の人にとって、それがどういうものなのかということが見えると、すごく良いと思います。ルールがたくさんあって、それをよく読むとおぼろげに見えてくるのかなと思います。例えばデザインをしていて、どんなに打合せしても、作って初めて意見が出てくるといふ現実があって、たぶん都市も、皆さんはビジョンがあると思いますが、もうちょっと見えると良いなど。例えば、そのルールを決めた結果どういうものが出来てくるのか、あまり決めすぎても面白いものが出来てこない、面白い街にならないという気もしますし、かと言って放っておいてもいけない気もします。それをどの程度決めたら良いのかというのがありますが、分かりやすく言えばサンプルみたいなものを作るとか、そういうことが有り得るのか、お考えをお聞きしたいなと思いました。

山島会長

それは市の方で答えづらいと思います。何か決めて、これが宇都宮だと言ってみても、デザインしていてそうはいかないと思います。宇都宮らしいのはどこかということ、おそらくこれから宇都宮をいろいろなところに紹介するとき、写真3枚でやれと言えば、二荒山神社とLRTと大谷なのだと思います。それでイメージが出来てきます。3枚でも5枚でも良いですから、一般の街並みですごくきれいなところが出てくると思いますが、それがイメージを形成するのだと思います。ひとつひとつの建物のデザインというのは、たぶんなかなか難しいと思いますので、それは安森先生から一言言っていただけますか。

安森委員

一個一個の建物のデザインと、その集積としての景観ということですが、今日は景観の話なので、コントロールとかそういうのを具体的に言うのは難しいと思います。こういうマスタープラン的なものというのは、いわゆるフレームワークとしてのプランと、アクションプランとしての具体的なものの、2段階に分かれると思います。基本的にこれはフレームワークだと理解しているので、逆にアクションの部分はある程度自由度を持たせておくということも必要なかなと思いますので、そういう理解ではあります。ですから、基本方針がやはりきちんとうたってあるのかが重要なのではないのでしょうか。

全体の印象としましては、前回の意見交換会の議論を含めて、大谷石のこととか、従前のものにどれくらい入っていたかという認識はあまりないですが、相当盛り込まれていて、今後の宇

都宮市の意気込みのようなものがすごく伝わってくると思いました。その中でちょっと質問ですが、景観形成重点地区と景観重要建造物というのが、かなりフォーカスを絞ると重要になってくると思いますけれど、まず重点地区の方で今後指定していくところはうたってありますが、今指定している所はこの中に書いてありましたか。

高橋課長 資料1-2の57ページの次ページから資料編になっており、重点地区に指定した具体的な行為の制限を取りまとめております。

山島会長 指定したところを分けたのですね。

安森委員 現状指定している重点地区はどこに書いてありますか。

山島会長 資料編の3ページから全地区が入っていて、地区ごとに分かれて書いてありますね。

安森委員 地区ごとに詳細が書いてあるということですね。そのリンクが分かるようにしておいていただけると良いのではないのでしょうか。詳細は資料編で良いのですが、現状の指定されている地区についてが分かるようにしてあると良いと思います。

山島会長 基本、指定方針と書いてありますので、樹木等は指定しておりませんが、指定しているところはここで、今後指定する方針はこうだ、とした方が分かりやすいかもしれないですね。

安森委員 その中で大谷石関連のところで言うと、重点地区に指定しようとしている大谷地区と、重点地区には指定されていないけれどもいくつかゾーンで上がっていた集落や、街なかの大谷石建造物の扱いがそれぞれどうなっていくのかというのがあります。大谷地区はかなり重点的に、ある意味で面としてやっていくのだと思いますが、大谷石建造物の集落や街なかの建造物などをどのように良好な状態にしていくかということが気になっています。かなりうたってありますが、具体的にどういう取組を行っていくのかが、分かりにくいところがありますので、お聞きしたいです。重要建造物と関わってくると思って見ていましたが、補足の説明をお願いします。

垣生書記

第 I 部：本編 53 ページの「5 宇都宮市らしい景観づくりの推進」にいろいろな取組を記載しております。その中でも「(1) 特徴的な景観の保全・活用」として、御指摘いただきました大谷石建築物の保全・活用がございます。ただ、今の御指摘に關しまして、集落の保全という記載が漏れておりますので、どのように取り組んでいくのかという方向性の提示になるかとは思いますが、記載をしていきたいと思っております。一方で、北西部地域や東部地域のそれぞれの景観形成の方向に、西根や上田、芦沼の大谷石建築物の集落についての方向性を示しておりますが、さらにここで裏付け的に記載をするのは違うかなと考えております。

安森委員

意欲は十分伝わってきたので、実際にどうなっていくのかというところが分かると良いと思っております。

山島会長

ありがとうございました。では、檜原さんから順に一言ずつお願いします。

檜原委員

前は、ここにも入っていましたが、空き家・空き地・道路とか、そういったところのお話を大変興味深く話したり聞いたりさせていただきました。質問的になってしましますが、眺望について、どこか街に行った時に有名建造物を見るとか、名所に行くとか街全体を高い所から眺めることをなさる方が多いと思っております。例えば、今ちょっと出ましたが、二荒山神社は道路側から見た時の眺めは立派ですが、どういうところを眺望の視点場として想定されているのか、あるいはどのように作っていかうとしているのかをお聞きしたいです。

山島会長

具体的に視点場として考えているところはありますか。

垣生書記

中心市街地のところで申し上げますと、二荒山神社から城址公園に抜ける歴史軸でございます。先程山島会長からもマンションが出来て広がったとおっしゃっていただきましたが、あそのの広がりが、視界が抜けるようになりました。この歴史軸につきましても、重点地区の候補という記載がございしますが、道路の環境と含めて、どのように上手く見せていくかというところも、特に中心市街地として重要ではないかと考えております。

また、観光拠点の大谷です。平和観音の展望台や御止山、多気山持宝院もごございます。このような高所からの眺望というところも、地域の方はもちろんですが、観光客の皆さんに対してどう見せていくのかということ、重点地区指定に合わせて検討していくものと考えております。

山島会長

ありがとうございました。菊池さんお願いします。

菊池委員

前回、緑化に関してのお話をいろいろさせていただきましたが、LRTが通ることによって中央分離帯を排除して、言い換えれば分離帯の緑化が減っていきます。それに対しては、街路樹関係を増やしていただきたいというのは本音ですが、ただ維持管理の問題がありますので、樹木の種類を選定した中で、ある程度分離帯の緑を外すのであれば、その分をどこかで補う、都市緑化を推進するというのは必要だと思います。市民にとっても安らぎを与えるのは緑であるとは思っていますので、やはり視覚的なものを訴える意味での緑化をお願いできれば思っております。その辺、どうお考えかお聞かせ願えますか。

高橋課長

景観まちづくりを推進する上で緑景観というのは大変重要な要素だと考えており、道路に関しては管理者の管理との兼ね合いがごございますが、やはり景観の方針の方で基本そのような緑は保全や創出していくなど、本計画で取りまとめていきたいと考えているところです。

山島会長

例えばトランジットセンターにかっこいい木を植えたり、花壇を作ったり、実は去年、まちづくり提案で優勝しているので多分やってくれるのではないかと思います。

菊池委員

是非お願いしたい。

山島会長

では、上原委員お願いします。

上原委員（代理）

道路を整備する立場として、最近多いのは自転車空間の整備に取り組んでいる中で、自転車道に付ける色は青色です。これは全体的に見ると空間とそぐわないというのがあり、特に大谷地区などであの色を付けてしまうと、全然違ってきてしまいます。それを今後どうしていくのかということは、考えなければ

いけない所ではないかと気になっています。バス専用レーンについても道路に色を付けるなども市内でやっていますが、それも景観と合うのか、気になるところです。

山島会長

青は、宇都宮市がやりたいわけじゃなくて、国の機関が義務付けているので、検討していただけるとありがたいです。

上原委員（代理）

そのへんは多分、その区間の中で。日光などに行くと、建物も色を変えており、照明については茶系を使うなど、いろいろとやっているの、今後の検討課題ではないかなと気にしています。

山島会長

検討していただければと思います。
次、阿部委員お願いします。

阿部委員（代理）

自転車の話についてですが、あれは、原則として青色系とする、ということにガイドライン上はなっておりますが、青色でやっていない都道府県も当然あります。京都では、確か青ではなかったと思います。県内でも、青を使うと厳しいというところとして、那須の御成街道があります。日光も、色彩がきついという意見もありますので、原則として青色系ということであり、その地域ごとの状況に合わせて考えるのが良いのではないかとこのところもありますが、実際には青が定着してきている状況もありますので、そこをどのように兼ね合いを見ていくかが難しいところではないかと感じます。

山島会長

ありがとうございます。栃木県や宇都宮市は真面目なので従っているということですね。これは実際のところで考えることで、原則と言っていますが役人が原則と言っても原則でないものがたくさんあるという前提でやりますので、それなりに考えていけるとと思います。

それでは、北上さんお願いします。

北上委員

今まで何回か会議に参加させていただいて、夜間景観の創出について今までそこまで詳しく話はしてなかったのですが、掲載されているのを見まして、現在既に取り組んでいるところもあり、たぶんこれから検討するところももちろんあると思いますが、市として夜間景観をどのように、どのようなところで取

り組んでいく予定なのか、聞いてみたいと思います。

垣生書記

現在想定しているエリアとしては、先程の眺望景観と重なってくると思いますが、中心市街地の部分は現在でも大通りの一部を重点地区に指定しており、特に1, 2階部分の低層階につきましては店舗でもございますので、ライトアップするなど外部に照明の灯りを出していただいたり、バンバ広場でもライトアップやイルミネーションに努めたりするなどの基準を設定しております。それ以外の中心市街地、例えば松が峰教会などで既に取り組んでいただいている、歴史的な建物へのライトアップなども中心市街地の賑わいや回遊性の向上として十分寄与するのではないかと考えております。そして、賑わいや回遊性という点でやはり観光拠点の大谷が挙げられます。平和観音などのスポットももちろんございますが、そこに行くまでの回遊性を持たせるための道路や歩道についても、夜間にゆっくりと楽しんで歩いていただける景観づくりも大谷では重要なのではないかと考えておりますので、大きくこの二つのエリアについては夜間景観も眺望景観と合わせて考えていく必要があると思っております。

山島会長

それでは、木内さんお願いします。

木内委員

よく出張などで地方に行き、駅を見ることになりましたが、駅の周辺は、その街の顔であり、それぞれの都市の特徴が見えてきます。そういったことを考えると、JR宇都宮駅西口や東口を降りたところといった、宇都宮市の顔となる部分において、屋外広告物はかなり重要なファクターになると思います。しかし、その数や色、形状のほか、いくらきれいでも老朽化してくると見た目が悪くなってしまいうなど、屋外広告物に限らず、ここに書いてある空き家や空き店舗の見た目というところも、非常に重要になってくるのではないかと思います。次に、駅から中心市街地までの街並み、宇都宮市のメインストリートや、今後重点地区指定を予定している大谷地区の大谷街道を、どのように観光者に向けて魅力的に見せていくかというところが非常に楽しみだと思っております。そして、鉄道だけではなく車で移動した場合も、宇都宮インターチェンジを降りた時の、その場所の景観はどうなるのかも気になります。先程、街路樹の話が出ましたが、街路樹も景観としてとても大切ですが、視認性

というところを見た時に、非常に見づらくなってくるというのもありますし、落ち葉で大変苦勞するということもあります。そして、街路灯についてですが、夜、J R 宇都宮駅からバスに乗って帰りますが、宇都宮はちょっと暗い感じのところもあるので、先程ライトアップの話が出ましたが、街路灯ももう少し明るくするとか、魅力的にすると、夜の街並みもきれいになって、安全性も高まるのではないかと思いました。

山島会長

ありがとうございます。いろいろと参考になる意見をいただいたので、実際に取り組む際に参考にさせていただければと思います。

では、末長さんお願いします。

末長委員

前は参加できませんでしたので、内容は確認しながらの意見になりますが、ほぼ皆さんが言われたような件になると思います。今後大谷地区を魅力的にしていくということで、テレビなどで取り上げられてはいるものの、大谷の特徴である大谷石について、例えば東京オリンピックに使用されるなど話題にはなりますが、実際どのようなものなのかが、来訪者の方は分かりにくいのではないのでしょうか。大谷地域の今後の魅力づくりを、道なのかエリアなのか商品開発なのか、良い素材もあり、良い地域なので、ライトアップを含めて活性化できるような、イメージアップできるエリアとして、大谷石と何かをコラボするなど、何かもう少し魅力が付くと良いと思います。また、今後の希望と言いますか、L R Tがこれから出来るにあたって、デザインや色の統一性はこれからになるころもあるとは思いますが、トランジットセンターあたりの安全性も含めてデザインも統一していただきたいです。我々もL R Tが走るということで、広島や富山まで勉強しに行くものの、実際地元宇都宮でどのように構成されるのか、ピンと来ていないところがあります。安全面のことも含めて、景観です。屋根付きの停留所になるのでしょうか、統一されるのかどうか。今度は、地方の方がそれを見に来られるような、何か魅力が出るL R Tづくりをできると良いなという希望もあります。

山島会長

L R Tのデザインは、先日車輛を行いました、いろいろなものはきちんと公表したり意見をいただいたりしながら決めていくことになっていきますし、トランジットセンターも統一的な

デザインで行い，シンボルマークも一緒にします。L R Tと大谷というのは，景観も含めて宇都宮にとっては非常に重要なことで，市が今総力を挙げてやっていることだと思いますので，末長さんもお協力いただいでやっていただければと思います。

では，神原さんお願いします。

神原委員

先程，緑の話がありました，私も緑あふれる街というのは非常に良いと思っております，視覚的な緑だけでなく，木陰をたくさん作り，環境的にも有効な緑あふれる街にしていきたいと思っています。西川田では，現在，総合スポーツゾーンの建設中で，ほとんど樹木が切られてしまい，今までせっかく木陰があった場所が無くなっています。特に今年の猛暑のような夏場だと，木陰が少なくて熱中症になる人が続出するのではないかと，温暖化に一役買っているのではないかと思います。やはり緑が多いというのは見た目にも環境的にも良いと思いますので，緑あふれる街というのはこれからも推進し続けてほしいと思います。それと，昨日同じ都市計画課の会議に出席した際に，大谷の観光地化にあたって，道路を拡げた方が良いのではないという話が出ました。私としては全て賛成というわけではなく，道路を拡げれば人が集まるとも思えません。大谷は大谷の魅力があると思いますので，秘境らしいとか大谷の良さを壊さずに残しつつ，ある程度交通が便利なまちづくりというのは必要だと思いますが，安易に道を拡げてしまい，車が通り過ぎるだけの街とか，本来なら人が歩いて楽しむ街の方が良いと思いますので，人が歩いて気持ち良い道幅か，車が通りやすい街が良いのか，よく考えて道路も造ってほしいと思っています。既に宇都宮市として考えているかどうかは分かりませんが，今後L R Tも出来るので，道路の混雑については，I T技術等を使って情報を常に流し，景観を壊さずに技術を活用することで，交通の混雑緩和などができるのではないかと考えています。宇都宮市としてそういうことは既に検討されているのでしょうか。

瀬戸内芸術祭に行った際，自分の行きたい場所に行きやすいように，どのバスに乗れば良いのかなどが調べられる専用のアプリがありました。うまくI T技術を駆使し，人が移動しやすくなるようなものが出来れば良いのではないかと思いました。

山島会長

ありがとうございました。いずれ，車中心の社会ではなくな

るという前提があります。車は使用するけれど、車のみの宇都宮ではなくって、L R Tとバスと自転車と徒歩等で移動するということになってくるとのではないのでしょうか。例えば今まで車道だったところを半分歩道にしても良いわけです。目指すのはそういう方向だと思いますので、ここで議論するのは難しいと思います。

では、小花委員お願いします。

小花委員

前回意見を出させていただいて、色彩ガイドラインに関しては、視認性や安全性も含めて今後改定していくことを検討するという事で理解いたしました。今までの基本計画というのは理念で作られていたので、なんとなく私の理解も曖昧な感じでしたが、今回の改定によって、先程会長も仰っていたように、宇都宮らしいというものに関しては、大谷やL R Tというものがぼんやりと浮かんでくるような内容になっているとともに、資料編が付いたことによって、重点地区等に指定されていない地区の人達に対して、どのようにやっているのかということ、暗黙のうちに誘導するような形にしていると理解しております。個人的な話ですが、ここで次世代の教育が入っていたのが非常に喜ばしいです。5～6年前に中学2年生と小学6年生の子供たちに講話を行った際、景観の話も振ってみました。景観を聞いたこともなく、知らないという人ばかりでがっかりしたのを覚えています。やはり小さいうちから、そういうものを考えるのは非常に大切なことだと思います。そのことから、自分だけでなく全体を考えるということにも繋がると思うので、本当に嬉しく思います。

また、私は、例えば東京街道の歩道橋をこの2年間で4つ塗り替えましたが、全部緑系で揃えるので、少しずつ色が違っております。自転車道の塗装も青系なので、場所によって全部色が少しずつ違っています。事業者の皆さんは、基本的にこの計画の存在も知らない人達もすごくたくさんおりますので、是非とも各所団体に決起集会のようなものをこの後していただけたらと思います。

山島会長

どうもありがとうございます。まだ少し時間がありますので、他に御意見・御質問、補足等はございますか。

安森委員

もう少し詳しく教えてほしいこととして、景観重要建造物は

既存の制度としてあったのか，市の認定建築物というのもありますので，その辺との関係を教えていただけますか。

垣生書記

景観重要建造物も景観重要樹木も，もともと景観法に定めがあり，現在の景観計画にも指定方針などの記載はございましたが，指定はなく，現在にいたっておりました。いまの想定といたしましては，大谷石蔵などの文化財までは至らないようなものを，景観としてこのような制度を活用して守っていけないか画策しているところでございます。

安森委員

登録文化財とか，県市の指定文化財未満だが，これは守っておいたほうが良いというものが，他市町はわりと各自治体の景観を構成する建築物について，かなりの数を認定しているところもありますが，宇都宮市は少ないなというのがあり，是非取り組んでいただいて，その支援に繋がっていくということがあると良いと思います。実際，今回挙がっていたいくつかのエリアでも，重要だと思っている建物，江戸時代の重要な石蔵について維持管理が難しいということで無くなってしまったものも見ていますので，柔軟な認定というのをお願いしたいと思います。

山島会長

ありがとうございます。他にありませんか。

古賀委員

先程，北上委員から夜間景観の話がありました。私も夜間のことは気にしていたので，いろいろ盛り込んでいただいて良かったなと思いましたが，具体的に答えていただいて気が付いたことがありました。ライトアップ，照らしていくという方法はたくさんありましたが，照らしすぎ，明るすぎということに関して何もありませんでした。中心市街地の繁華街もそうですが，もし自然景観や田園風景のところに，急に大きな店舗が建ち，サーチライトをつけたりする，いわゆる光害と呼ばれているようなものが発生する可能性もあるのではないかと思いますので，照らさないということも，少し釘を刺しておいた方が良いのではないかという気はしました。

山島会長

照らせば良い，というような書き方にしない方が良いということですね。

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

この景観計画について改定は、これから今回の意見も踏まえて変えるところは変えていくわけです。最終的にまた市に言いますけれども、今後もいろいろ議論していくという前提で、諮問事項「宇都宮市景観計画の改定について」はよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

<4. その他>

山島会長 続きまして「4. その他」の事項に入ります。
事務局より何かございますか。

垣生書記 次回の景観審議会の開催であります。後日改めて日程が決まり次第御連絡をさせていただきます。諮問事項としましては、引き続き景観計画の改定を予定しております。

山島会長 次回も今日のようにたくさんの委員にお集まりいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
委員の皆様から、何か御意見ございますか。

各委員 意見なし。

山島会長 それでは、これをもちまして「第16回宇都宮市景観審議会」を閉会いたします。長時間の御審議ありがとうございました。